

# 道鏡天位託宣の社会的背景

中 野 幡 能

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 一 序 言         | 四 比咩神宮寺の建立  |
| 二 大仏造立に対する八幡宮 | 五 八幡宮内部への肅清 |
| 三 宇佐公手人の抬頭    | 六 結 語       |

## 一、序 言

奈良時代における宇佐八幡の隆盛はめざましく前代まで全く正史に現れない八幡神は一躍して天下最大の神領を獲得し、その神託の威力は天下の政權を動した。今その宮廷と宇佐宮との内部的な関係を追つてみる事にする。

## 二、大仏造立に対する八幡宮

宇佐八幡宮は<sup>(1)</sup>仏教と古代民族宗教との習合過程の中にもまれつゝ発生した神社であるから、飛鳥、白鳳の時代を経て聖武天皇の雄大な仏教主義に基づく中央集権国家の確立期に於ては、日本古来の民族宗教との中間的位置に立つて、嘗て経験して来た<sup>(2)</sup>体験を生かし得る神社がなかつたので極めて大きな力をもつ神となつて現れて来るのである。かくて聖武天皇の理想実現は大仏建立の大発願となり、いうならばこれは大神宮の神宮寺建立に匹敵できる大事業であつた。これを八幡宮の場合でいえば八幡神宮寺弥勒寺建立の意味と軌を一にしたものがある。かゝる意味で大仏造立には最初から宇佐八幡の協力が必要不可欠の条件であつたといわねばならない。

聖武天皇は律令制の充実をはかるためには分権的な氏族制遺制を早く打破しなければならなかつた。換言すると氏族制度は地域性や氏族優先の意識の強い氏神の信仰に依存したもので、宮廷の周辺は皇族と貴族、貴族と僧侶、いかえると藤原氏と橘、大伴、佐伯氏との間に緊張関係があるし、地方では地方豪族間の対立がたえず続いていたのである。

これを宇佐にみると、従来九州経営の拠点として九州経営の大任を帯びた秦氏を背後にもつ大神氏が、先に結びつきを示した宇佐氏と中臣氏の結合関係の行われた旧<sup>(3)</sup>秩序の中に新しく抬頭した。秦氏勢力は豊前中央部(旧豊国)に帰化人による新秩序を作りあげ、田河郡、香春明神の信仰圏を新に<sup>(4)</sup>構成し、これに成功をみると次いで南豊前に成立する旧宇佐国に進出を企てたと考えられる。井上辰雄氏の説では<sup>(5)</sup>5世紀後半が推定されている。豊前

の旧宇佐国は古くは中臣氏と融合した宇佐氏の支配地で宇佐公を称する独立性の強い地方であつた。而も旧国造であつた宇佐氏は令制以前より中臣氏との関係によりその氏神信仰には特殊な要素があつたように見受けられる。短的にいえば彼等の信仰には仏教的要素が多分にあると共に特殊な民間信仰的仏教を成立せしめてこれが上毛郡垂水や下毛郡相原更に宇佐郡山本や法鏡寺の古代寺院として成立していたようであるが、大神氏は宇佐氏との関係を結ぶ媒体としてその仏教を以て宇佐氏との融合をはかろうとしている。これが聖武天皇の理想とする仏法興隆の策と対応してそれを実現せしめたのは神龜二年(725)の宇佐弥勒寺の建立であり、それが動機となつて八幡宇佐宮が成立し、大神氏はその初期の目的を達成しているのである。

このように氏族間の融和を達成せしめるには地域、氏族性をもたない仏教に帰一する事によつて始めて実現できるものである事は明かである。かくて天皇は天平十二年河内国智識寺の盧舎那仏を礼し奉り、天皇も亦造り奉らむとして、天平十五年天皇は政府部内や各氏族の緊張関係をやわらげる為に大仏造営の詔を出した。しかし容易にその実現をみる事は出来なかつたのであるが、豊前国宇佐郡に座す、広幡の八幡大神は天神地祇を率いぎなつて成就せんと託宣があつた。続記、天平勝宝元年十二月廿五日の条に

<sup>(天平十二年)</sup>  
(前略)去辰年、河内国大県郡乃智識寺爾坐盧舎那仏禮奉天、則朕毛欲<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>造止思登毛、得不<sup>レ</sup>為之間爾、豊前国宇佐郡爾坐広幡八幡大神爾申賜<sup>レ</sup>止勅久、神我天神地祇子率伊左奈比天必成奉<sup>レ</sup>、事立ニ不有銅湯乎止止成<sup>レ</sup>、我身遠草木土爾交天障<sup>レ</sup>事無久奈佐<sup>レ</sup>止勅賜奈我良成奴礼婆、欲美貫美奈毛念食須、然猶止事不得<sup>レ</sup>为天、恐家礼登毛、御冠献事可恐美恐美毛申賜久止申(以略)

とある。と同時に八幡大神は東大寺建立費を寄進した。即ち天平17年9月16日以前に東大寺建立費として米を送つた時運賃として奉納米中五俵を売り残りの錢370文を収納した文書が正倉院にある。そこで大仏鑄造にか

つた天平19年9月(747)以前に当時の八幡の主神司大神田麻呂は政府に関係を持ち込んでいる事が知られる。而もその銅は当時の主要産銅国である長門、備前、備中、美作国のものを使つたであろうと思われるが、その中でも主として豊前の香春岳の採銅所のものを使つたようである。こゝにも天皇が八幡神に大仏鑄造に最大の協力を願つた意義がうかがえるのである。

大仏鑄造には特に莫大な金を必要としたが、その金に困つた時、八幡神の託宣によつて天平21年2月22日には陸奥守敬福は黄金九百兩を献じた。朝廷は喜んでその中120兩を宇佐に納めた。その金は三ヶの金の宝物として二ヶは当時の物が現存している。

かくて聖武天皇は天平咸宝元年(749)4月1日東大寺大仏を押し三宝の奴と称せられた。同年7月2日天平勝宝の改元があり、八幡大神の禰宜大神杜売に從五位下、主神司大神田麻呂に從八位下に叙し大神朝臣を賜わつた。

同年11月19日宇佐八幡神は京に向うという託宣がをし一ヶ月の後、12月18日八幡神は手厚い待遇によつて平群郡に迎えられ、この日入京し、宮南梨原宮に於て新殿を造り、神宮となし僧四十口を請じて七日間悔過している。同年12月25日八幡大神の禰宜大神朝臣杜売は紫輿に乗り一同も輿に乗つて東大寺を押し、天皇、太上天皇、大后も亦同訪された。のみならず是日百官及び諸氏人等咸寺に会し、僧五千を請いて礼仏読経せしめ、呉楽、五節田、久米儻をなさしめ、八幡大神に一品を、比咩神に二品を奉り、左大臣橋諸兄は詔を奉けて神に白している。神託に謝礼せしめ、尼杜売に從位四下、主神大神田麻呂に從五位下を授けられている。

ところが弘仁12年の太政官符によると禰宜大神杜女、祝神主大神朝臣田麻呂とあり、前者には從四位下、後著には外五位下、中間正六位上辛嶋勝与曾女を禰宜となし、從七位下宇佐公池守を神官司となすとなつている。然し統紀天平勝宝6年11月24日の条によると薬師寺の僧行信と八幡神宮主大神多麻呂等は意を同じくして厭魅(まじない)を行つた。厭魅とは呪詛して人を欺きおとし入れることで、こんな事件があつたのであろう。それによつて行信は下野の薬師寺に流され、田麻呂、杜女はもとの姓にかえされ、田麻呂は多樹島に、杜女は日向に流された。而もその翌年(753)三月には八幡神の託宣により先にうけた1400戸を国庫に返却され、常神田のみを残した。その理由として「神われ偽つて神命を託することを願わず、請い取れる1400戸、田140町は徒らに用うることなし。山野に捨つるが如し、よろしく朝廷に返し奉つて、ただ神田のみを留めむ」といつている。

このように杜女、田麻呂の失脚後、簡単に偽託を自白している事は八幡神の主神司、女禰宜の交代を意味して

いる事を裏書きする事であり、弘仁12年の官符にみる禰宜辛嶋勝与曾女、神官司宇佐公池守という、宇佐側からの上申をとられたであろう官符の内容も全く根拠のないものではないようである。辛嶋氏は始め八幡神出現時には大神氏と共に功労のあつた氏族であるが八幡神が政界に進出するようになると、禰宜の要職も大神氏が独占した事に対する抵抗があつたと考えられ、宇佐氏は始めから大神氏に対する不満があつたので、こゝにその両氏族が提携した事が窺れる。つまり宇佐宮内部の神職団の対立特に宇佐氏が神職団の表に現れる初めての事柄である。

ところが到津系図等によると宇佐公池守ではなしに「宇佐公乎人」となつている。辛嶋系図によると辛嶋勝与曾女ではなしにむろ辛嶋勝志布米に当る。そうすると辛嶋勝与曾女の母に当るのである。何れが真なるかはしばらくおくとして、大神氏の失脚事件を通してみられる事は八幡神が表に現れる事にも、八幡神職団と中央政界との政治的連絡関係があると考えられる。そこでその前後における政界の動きをみると藤原仲麻呂の存在が目される。

(一) 仲麻呂の弟乙麻呂は八幡神の託宣により天平勝宝2年(750)10月に正五位上より一躍正三位大宰介に任ぜられている、

(二) 天平宝字7年(763)には藤原良継、佐伯毛人、大伴家持ら反仲麻呂グループが、クーデターを謀つたが計が洩れて良継がその罪に帰せられたが、天平宝字7年(764)9月11日一時勢力を振つた仲麻呂の逆謀が発覚して九月十八日には仲麻呂は斬られた。それから2年後(766)には宇佐の大神田麻呂は許されている。こうしてみると大神田麻呂は藤原仲麻呂と何らかの関係、むしろ彼との結託があつたのではないかと思われる。彼と関係のあつた仲麻呂が死んだので一応田麻呂は許されたが直ちに宇佐に帰すわけにいかないで豊後国司に任ぜられてそれから宇佐へ帰るといふ順序をとつたものであろう。

(1) 拙稿「古代転換期の神道と仏教」(大分県地方史25号)に触れた如く原始仏教や道教等の混淆した仏教が個有の民族宗教である比咩神と称する自然崇拜の信仰即ち宇佐川や御許山等の信仰と習合したshamanismが神祇として整理されたもの、これが宇佐宮であろうと推論した。

(2) 宇佐八幡宮の創祀そのものが巨視的には神仏習合の神であり、さか上るとこの神の成立のためには既に5世紀の頃からそれを経験し続けている。前掲論文参照

(3) 前掲論文42~43頁参照

(4) 香春明神の成立は旧氏族神が秦氏の勢力によつて

祭神の上に更に祭神が加えられたものと考えられる。それは加茂、松尾、稲荷、月読社と同様のケースと推定する。

- (5) 井上辰夫氏「大宝2年の豊前国戸籍をめぐる諸問題」(日本史研究22)及び平野邦雄氏「豊前条里と国府」(九工大研究報告6号)10頁
- (6) 大田亮氏「日本古代史新研究」1233~234頁・宇佐系図(大分県史料オ一巻所収)及び続紀養老5年6月3日の条の「宇佐君法蓮」の項参照
- (7) 拙稿「古代転換期の神道と仏教」(前掲)
- (8) 〃〃「宇佐仏教と虚空蔵寺」(宇佐史研究126号)
- (9) 直木孝次郎氏「続日本紀研究」2の10
- (10) 続紀天平勝宝4年10月の戊寅には常陸守であつた
- (11) 扶桑略記等
- (12) 緒方惟栄の焼討の時一ケは惟栄が奪いこれを鞍に鑄たという。(元暦文治記等)
- (13) 続紀
- (14) 前掲
- (15) 東大寺要録4所収
- (16) 続紀
- (17) 続紀
- (18) 大分県史料巻所収、宮成文書永録十年十月宮成公建条書によると「先祖公手人任神託、始給宇佐姓、補任大官司」とある。  
到津系図には「宇佐公大官司手人」とある。
- (19) 辛嶋勝志布米は天平宝字三、天平勝宝元拜任(759)に「敍正六位下」とある。
- (20) 続紀

### 三、宇佐氏の拾頭

こうした政界と宇佐との問題が行われている時、政府と仏教の関係は益々密接な関係をつづけた。天平宝字6年(762)4月には孝謙天皇が保良宮で病み、57才許になる道鏡が御薬に待し、宿曜の祕法を行い、宮廷と道鏡の関係が結ばれる。所が翌5月には孝謙上皇と淳仁天皇が不和になり、上皇は法華寺に入り尼(法基)になられた。6月には上皇は天皇を非難され、国家大事と賞罰は自ら行う事を宣せられた。

その年の暮には仲麻呂は愈々勢力を増し息男3人を参議にし、その一人の真光は大宰帥を兼ねるという結果になった。所が翌7年(763)9月に仲麻呂が斬られ中央の実力者が交代すると、少僧都慈訓が廃せられて道鏡がこれに代つた。こゝに道鏡の政界進出のオ一歩があつた。

翌八年(764)九月十一日になると浄人は従四位下に敍せられ、弓削御浄朝臣を賜わつた。同月十四日には藤原豊成が右大臣となり十八日に仲麻呂が斬られたのである。20日には藤原蔵下麻呂は凱施するが、この時道鏡が

大臣禪師に任ぜられた。このように道鏡を通じて呪術仏教が宮廷に入ると同年(764)九月廿八日に八幡大神が戸二十五畑を宛てられたという事になつて<sup>(1)</sup>いる。この時の宇佐の主神司は先の史料に従えば宇佐公手人になる。宇佐宮での宇佐氏の勢力は弥勒寺に対して特に強かつた。宇佐氏によつて守られた仏教は多分に呪術性に強く、思想的にみると多分に道鏡の仏教思想と類似点をもつていたのである<sup>(2)</sup>。かくみると道鏡はこの宇佐氏の仏教、且又八幡神の権威を利用しようとして、道鏡は宇佐氏、宇佐公手人と政治的にも結託したものと考えられる。称徳天皇は道鏡を厚く信任され天平神護元年(765)十月から潤十月迄弓削宮に行幸され、弓削寺を礼拝し、道鏡を太政大臣禪師に任じた。このような道鏡の昇任に対する背景として、八幡神、宇佐公手人の政治的働きかけがあつたものの如く翌年の天平神護二年(766)四月には宇佐氏の氏神八幡比咩神に封六百戸を奉つて<sup>(3)</sup>いる。恐らく手人の努力への代償としての道鏡配慮のたまものである。このようにして八幡宮の内部では今まで表に現れなかつた宇佐氏の勢力が急激に成長した。道鏡は宇佐との関係と同じような関係を伊勢の方に対しても実現させようと思つたのか、神火の多い当時の社会に於て天平神護二年(766)七月には伊勢大神宮寺に丈六仏を造らせているのである。ともあれ宇佐ではこのように八幡宮は完全に宇佐氏が牛知つたのである。

仲麻呂と結託していたと考えられる大神田麻呂も前にも触れた如く、天平神護二年十月にはその罪も許され、本位に復し豊後員外椽となつた<sup>(4)</sup>が、宇佐氏が独占している八幡宮には帰れなかつた。

(1) 横田健一氏「道鏡」263頁

(2) 到津文書、到津系図

(3) 拙稿「古代転換期の神道と仏教」大分県地方史25号

(4) 続紀

(5) 全上

(6) 続紀

### 四、八幡比咩神宮寺の建立

道鏡の勢威は益々振い天平神護二年(766)同月には道鏡は法王の位を授けられた<sup>(1)</sup>。而して法臣参議等が発生し完全に宗教国家が実現した。翌年神護景雲元年(767)八月は中臣習宜阿曾麻呂は豊前介に任じ、その月八幡宮では八幡比咩神宮寺を造る事となつた。いうまでもなく比咩神の氏人宇佐氏と道鏡の密接な連絡をとりもつ豊前国司中臣習宜阿曾麻呂の存在を無視できない。

宇佐ではその頃天平勝宝七年(755)穢があつたとして八幡宮が伊予宇和嶺に移つて帰らぬという託宣があつた。穢というのはいうまでもなくその前年行われた大神杜女と田麻呂の汚職事件である。この事件に関連してい

る事は事実であるが、何故伊予に移らねばならないのであつたか、考えられる事を挙げてみると封戸を戻して維持が困難になつた事、八幡神が豊後国東、伊予との古代信仰の統一をはかろうとした事、などが考えられるのであるが、一方からすると八幡神が宇佐を迫られて比咩神だけが宇佐を守つた事にもとれるし、問題のとり方は各種各様にとれるが要するに汚職事件に対する神宮そのものが自肅したに外ならぬのである。人間でいえば配流に当るのである。

それから10年後の天平神護元年(765)三月廿三日宇佐公池守が造宮使となり、大尾山を撥いて翌二年八幡神は大尾山に遷座し、こゝに16年間鎮座したのである。<sup>(5)</sup>従つて八幡神の宮司は宇佐公手人の子池守であらう。大尾山遷座後3年の神護景雲三年(769)比咩神宮寺は四年を期して造られたのであるから丁度比咩神宮寺の完成に近い五月頃、豊前国司から大宰主神に転任していた中臣習宜阿曾麻呂は、八幡神が道鏡天位の神託があつたと奏したのである。<sup>(6)</sup>

従来比咩神宮寺は弥勒寺と混同して考えられたり、この年を以て弥勒寺完成の年とみたりする説があつたが、<sup>(7)</sup>既に弥勒寺と別個の寺院である事は度々述べて来たが、この時にあつては八幡宮の実権が全く大神氏の手から宇佐氏の手に移つてしまつているし、それに仏教については大神氏より宇佐氏の方がはるかに前代より実権をもつている。更に又古来の旧族が八幡宮創祀以来日蔭にされた恨みを懐き、大神氏追放の意志は早くから堅持されていたのであるから、こゝに宇佐氏と関係深い中臣氏を豊前国司に任じ、且又大宰主神に任じたという事は道鏡のすぐれた政治手腕を發揮したもののようにもみえる。

かゝることを考えると大神氏の追放、八幡神の遷座、宮司の宇佐氏の任命、更に又宇佐氏の氏神比咩神宮寺の建立は当然であり、むしろこの天平勝宝7年(755)から26年間の宇佐は、本質的にみると八幡宮ではなしに比咩神の宇佐宮(後にいう宇佐宮ではない)になつていたという事ができる。つまり宇佐氏は古来の宇佐神の信仰を護持しつづけようとしたこの事は、宇佐氏のあがきとみる事ができる。こうした宇佐氏がこの時代だけは独壇場であるわけであるから、この隙を縫つて道鏡が喰入つて行くという事は当然であるし、それが具現化したのが比咩神宮寺の建立となつたもので、宇佐氏並に宇佐の古来の氏子の喜びは一方ならぬものであり、その重大使命を負わせるに、嘗て神武説話に出る宇佐津彦と天種子命の婚姻以来関係深い中臣氏を用いた事に大きな意味を発見する。かくみると阿曾麻呂を通じて、道鏡は宇佐氏と密接な関係を護持していた事が判るのである。

大宰主神阿曾麻呂の上奏をきいて朝廷では事の重大さに驚き六月頃和氣清麻呂を宇佐に神託を確める為に出発

せしめた。清麻呂は八月頃宇佐から帰り神託を奏したが、神託は全く道鏡の意図に反したものであつた。そこで道鏡は怒つて清麻呂、姉広虫を大隅、備後へと流したのである。

この場合清麻呂が選ばれた理由について平野邦雄氏によると和氣氏と秦氏は美作、備前に於て密接な結合があるといつている。<sup>(9)</sup>

要するに比咩神宮寺は奈良時代における、宇佐大神両氏の対立が爆発して大神氏の追放となり、宇佐氏が古来の氏神を大神氏の守る八幡神の上に出そうとした権力争奪戦に遂に勝利をみせた、その記念塔でもある。その記念塔造立は当時の社会としては非常な無理であり、財政困難の中をおしてできたものであつた。が、それは道鏡の配慮によるものであり、宇佐側としては道鏡に対する代償として天位神託が現れた事になつてしまつたようである。

- (1) 続記
- (2) "
- (3) "
- (4) 石清水文書・八幡宮縁起
- (5) 造宮使に主神司自らがなるという例も珍しいことである。本来大宰府官がなるべき職である。こゝにも宇佐と中央との特殊な関係が考えられる。
- (6) 続紀卅二、神護景雲三年四月七日の条
- (7) 「宇佐法蓮の活動」一六郷満山の史的研究一四、中津尾寺の建立(豊日史学128号)参照
- (8) 拙稿「古代転換期の神道と仏教」(大分県地方史25号)42~43頁
- (9) 平野邦雄氏「豊前の条理と国府」(九工大報告6号)12頁

## 五、八幡神宮神賑団に對する肅清

神護景雲四年(770)八月には称徳天皇の病氣平癒の為に伊勢大神宮並に八幡神宮に奉幣した。<sup>(1)</sup>しかしそのかきもなく八月四日天皇は崩御してしまつた。ついで光仁天皇が位につかれる事になつた。こゝにおいて道鏡の野望は遂に失敗し、八月二十一日道鏡は下野薬師寺別当に中臣習宜阿曾麻呂は多岐島守に左遷され、その翌日には引削浄人、広方、広田、広津を土佐に流し、二十六日には慈訓を少僧都に復しその他の僧も旧に復した。翌九月六日和氣清麻呂、広虫を配所より京都に召還した。道鏡は宝龜三年(772)四月七日下野国で死んだ、死んでからは庶民として扱われたといふ。<sup>(2)</sup>こうして道鏡を中心とする一門、即ち弟浄人以下一門は悉く落されてしまつたのである。

その前年宝龜二年には和氣清麻呂は豊前守に任ぜられている。清麻呂が特に豊前守に任ぜられた理由はよく豊

前や宇佐宮の内部事情が分つていたからであろう。特に道鏡死後八ヶ月の後に宝亀四年(773) 正月から八幡宮の神職団内部の肅正工作にかゝっているのが窺われる。

同年正月二日豊前国司清麻呂は大宰府に解を奉り最近八幡大神の禰宜、宮司人等が辞を神託に寄せ屢々妖言があり、国家を攪乱し、朝廷を詐偽しているが、前後の国司は糾正していないので、神宮に赴き実否を調査するために官人即ち監典各一人、主典一人、下部三人を下されるように申請している<sup>(4)</sup>。

豊前国司解 申請処分事

官人及下部状

監典各一人 主典一人 下部三人

右頃年之間、八幡大神禰宜宮司人等、寄辞神託屢有妖言、非止攪乱国家、兼有詐偽朝廷、前后国司未加糾正、宰牧之務豈如此乎、望請、上件之官人、国司判官己上、但向神宮、明定実否、事旨既重、不敢不陳、仍録事之状、附史生七位下子部宿禰乙女、謹請府裁、謹解

宝亀四年正月二日 從六位上行目河原連入部  
從五位上行守和氣宿禰清麻呂 正六位上行掾山田連韓國  
正六位上行介紀朝臣馬養 員外目正六位上中臣朝臣病  
員外目從六位下秦忌寸向府

正月九日大宰府は豊前国司清麻呂に対し符を發して、主神從七位上中臣朝臣宅成、從二人、上三人、從各一人を先の解状の申請に対して發遣するから豊前国に命じて路次の駅に養馬を給せしめている<sup>(5)</sup>。

間もなく着到したとみえて正月十九日には国司清麻呂の告文と下部酒人等の解が出されている。その内容を見ると、先づ清麻呂の告文が先の解文の内容で出され、ついで次の一文について卜定が行われている。

- オ1、禰宜辛嶋勝与曾売の託は実の託宣かどうかについて、酒人、弟定、道佐の卜(以下同)によると三火(三人の卜部のあかしであろう)が合なわいので偽虚であるとなつた。
- オ2、称宜大神少吉備咩任用の事については三火が合ったので「吉」となつた。
- オ3、宮司として從五位下大神田麻呂任用の事については三火が合い吉となつた。
- オ4、大神が大隅国に早く顕祀されたいという託宣については、三火合い、大隅に顕祀されたいという託宣は事実であるということになつた。
- オ5、日向大隅国海中に島を作つたというのは大神の所作ではなく、他神の所作であるがこの神が顕祀されていないので屢々禍咎が起るので早く顕祀せよとは実か否かについては、卜食の結果五火は実に合い、一火が合わない、他神が島を作つたという。

以上の如く以前の託宣については虚実あり禰宜宮司については卜定の結果は以上の如くである。<sup>(6)</sup>と解を奉っている。

禰宜辛嶋勝与曾売の件については弘仁の官符にみえる内容の事であり、大隅日向の顕祀については養老の隼人征伐に関係のある事柄であろう。これ等によつても大神、宇佐両氏の内紛の状態を知る事ができるのであるが、このように卜定されてしまうと正月十八日宇佐公池守は解を奉っているがこれには国司及び大宰府官人中臣宅成まで連署している。この解によると池守は辛嶋勝与曾女の偽託を申進め池守は密詔状に預ずとして<sup>(7)</sup>いる。

こゝに於てこゝ数年間の偽詔はすべて辛嶋勝与曾女の偽詔で池守には全く関係がないとしているのである。

正月十九日の川原連度津の解によると禰宜与曾咩を責問したが、前日の詔宣は今では聞かず、郷て陳べずとしている。同じく国司、太宰府主神が連署している。

このように卜によつて偽託が明になり政府にもこれを報告したのであるが、宇佐神宮<sup>(8)</sup>内部神職団の編成については再編というか、八幡神優勢で旧に復し大神氏が再び主動権を握り、且又辛嶋氏はこれに従うという結果になつた。宝亀に於ても大神氏が朝臣を称しているのに対して宇佐氏は宇佐公であり、辛嶋氏は辛嶋勝で古代的姓を存続している点にも注意しなければならない。即ち卜食の結果報告の行われる前宝亀四年(A. D. 473) 正月十八日清麻呂は豊前国司解文を以て神職団の処分を申請している<sup>(9)</sup>。

この申請によると禰宜正六位下辛嶋勝与曾女と正八位下宇佐公池守の二人を解任し、宇佐郡向野郷の戸主外從五位下大神朝臣田丸の戸口である年十二になる小吉備売を禰宜<sup>(10)</sup>に祝に辛嶋勝<sup>(11)</sup>を任ずるようになっている。竜磨は四十四才で宇佐郡封戸郷戸主で無位の者である。この二人は先の正月十五日には大神辛嶋二氏の童女は卜食に叶っている。しかも竜磨は神護景雲三年(763) 十一月六日の太宰府は符によつて任用するようになっていたが、官符を受けていなかったのである。

而して大宮司として外從五位下大神朝臣田麻呂(年五十二才)を宛てられている。先に大神辛嶋二氏は卜食に叶っていたのであるが再び田麻呂を任じた。田麻呂の祖先大神比岐は百九十年前(A. D. 583) 祝として八幡神に<sup>(12)</sup>仕え、田麻呂は勝宝元年(749)より7ケ年間神主として仕えたのがこゝに再び復したとしている。

以上の如く申請して同じく奥書には太宰府使中臣宅成も連署している。

これに対して八幡神の託宣があつたので、豊前国司清麻呂は宝亀四年二月十日解を奉っている。而しこの解文には太宰府使の連署がないので既に太宰府使の用務は終り帰府している事が分る。

この解文によると八幡神の託宣は5ヶ条からなつて居る。

オ1. は称宣辛嶋勝与曾売に託宣して曰うには、国司が宰府役人が召して来た、故去年12月15日より24日迄10日間に仁王経を講説して光を四方に照すのであるから之を申せ、

オ2. 百姓の貧を愍み租税を免ぜよ

オ3. 神託を誤らず朝廷に奏し、その為しばらく重罪を被りたるも朝廷を念じたのでその身を守り、稻綿を給する。

オ4. 朝廷を守るために最勝王経を奉読し貧窮人にも賑給す。

オ5. 禰宜に辛嶋勝与曾売、忌子に大神朝臣小吉備売、大神朝臣女斐売、辛嶋勝阿古女、同豊比売、大宮司に大神朝臣多磨、少宮司に宇佐公池守を任ず

とあり、これを国司清麻呂以下が解している。

これによると八幡神は清麻呂の忠誠をねぎらい、且又禰宜以下の神職も清麻呂の意志を認めている。

ついで同4年3月7日「八幡大神宮司解」として辛嶋勝与曾売に託宣し、清麻呂に太刀を進め、乗船の日を午日と申せと解している。更に同18日には更に与曾女に託宣して清麻呂の忠誠を称えた託宣を「八幡大神宮解」によつて申している。清麻呂が任終えて帰京の時の事のようなのである。更に同日亦「大宮司解」により、託宣により氏人の門地として大神朝臣を大宮司、宇佐公を少宮司、辛嶋乙目を禰宜祝の門地と定め、池守は今宮司にあるが任終つたら求競する忽れと託宣ありし事を申している。

## 六、結 語

以上文書によつてみると清麻呂は任を終えたので帰京したのであろう。豊前国司は宝亀5年3月に多治比豊浜が任ぜられている。その間の事情は不明であるが、門地の競望からこのように偽託が現れたようでもあるが、たしかに八幡神宮は平穩になつたので、清麻呂の重大使命は終り国司が交代したかの感はするのである。

しかし事實は斯の如き宮司競望はこれで止んだのではない。平安に入ると益々はげしくなつている。ただこの場合の八幡神宮と宮廷との大攪乱の事件は、一方では宇佐のもつ神託即ち神職団及びその北九州勢力の政治力の偉大さにもよるのであるが、同時に又この事件の背景は奈良朝の宮廷内部勢力の主動権争い、即ち橘一派と藤原氏の闘争、そこに道鏡が割りこんで、未聞の勢力をうち立てた。その勢力を駆逐する為、藤原氏が中臣習宜阿曾麻呂を使つて偽託宣を行わしめたのではないかという事が考えられるのである。

とくに五、六世紀以来深い関係をもちつづけて来た宇佐氏と中臣氏がこのように、結託して道鏡をおとし入れ

たのではあるまいか。道鏡は下野薬師寺別当になつたがすぐ死んだのも或は藤原氏の計略で行われたのかも知れない、習宜阿曾麻呂にしても多瀬島守から宝亀3年(772)6月には大隅守に任じてるいのである。それは丁度大神田麻呂の場合と同様である。短的に云えば天位託宣の社会的背景は八幡宮が政府部内の権力争いにまきこまれお互に利用しあつたにすぎないのではあるまいか。

(1) 弘仁12年官符(東大寺要録は四)

(2) 続紀

(3) 石清水文書「広幡八幡大神大託宣并公家定記」(石清水文書之二及八幡御託宣集所収)

(4) 石清水文書之二同上

(5) "

(6) " 379号

(7) " 380号

(8) 続紀神護景雲三年九月廿五日条等には宇佐宮を神宮と称している。

(9) 石清水文書之二前掲

(10) 称宜ともい、又は忌子とも称している

(11) 辛嶋氏は永く称宜を出していたが天平以来大神氏が禰宜を襲い、宝亀四年のこゝに祝となつている

(12) 続紀には主神司とある

(13) 石清水文書

(14) 拙稿「司祭者の分裂」(大分県地方史1号)

(15) 工藤張雄氏「日本宗教政策」20回日本宗教学会発表参照

(付) 奈良時代迄の宇佐神宮は八幡宮・八幡神宮・八幡大神宮と呼ばれ、大神氏が祭祀の主動権を握つていた。

宇佐宮と呼ばれるのは宇佐氏の勢力が強くなつた平安以後であるので、この論文の用語は特にその点に意を用いた。